

# 南国市地域防災計画 【概要版】

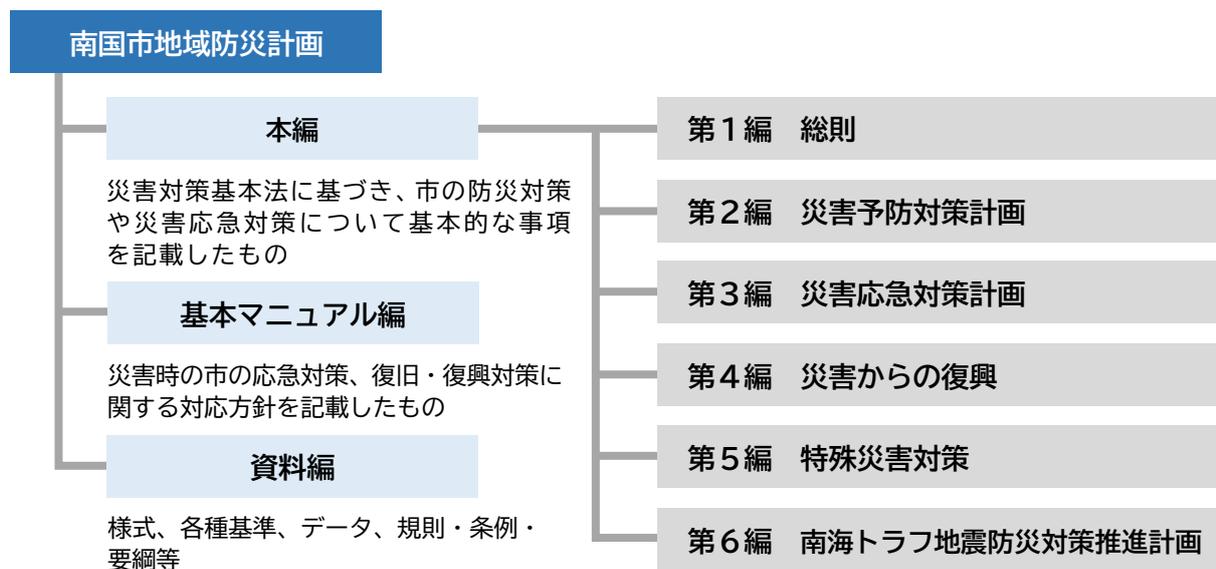
## 第1編 総則

### 1. 計画の構成

本計画は、これまで「一般対策編」及び「地震・津波対策編」に分かれていた南国市地域防災計画を1つの計画に統合したものであり、平時における地域防災計画の内容習熟、発災時における応急対応方針としての活用の双方の視点から計画の実効性向上を図るため、「本編」、「基本マニュアル編」、「資料編」の3編に再編成を行ったものです。

また、本概要版は災害に対する心構えや備え、発災時に市民が把握しておくべき災害に対する知識など、本編の内容の主だったものを記載するものとしていることから、下記「本計画の構成」のうち第1編から第4編を対象としています。

#### ≪本計画の構成≫



編	内容
総則	計画の方針、市の概況、住民・事業者・防災関係機関等の責務と役割について定めたもの
災害予防対策計画	災害発生前の普段の備えや予防など事前対策に関する事項について定めたもの
災害応急対策計画	発災時、又は発災のおそれがある場合の、災害の拡大防止及び応急措置について定めたもの
災害からの復興	発災直後の応急対応の後に行う災害復旧・復興の実施に関する事項について定めたもの
特殊災害対策	火災、危険物等の各災害に対する予防・応急対策についての事項を定めたもの
南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面に渡る総合的な対策についての事項を定めたもの

## 2. 総則の構成

第1編 総則の構成は以下のとおりであり、本概要版では本市の災害リスクや住民等の心構え、南国市における防災に関する取り組み等の第5章、第7章、第8章の概要について記載しています。

編		章	項目
第1編	総則	第1章	計画の理念と目的
		第2章	計画の構成
		第3章	計画の推進と修正
		第4章	南国市の概況
		第5章	災害リスク評価
		第6章	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱
		第7章	住民・自主防災組織等の心構え
		第8章	誰ひとり取り残さないために

## 3. 災害リスク評価（南国市の被害想定）

### （1）洪水浸水の被害想定

1000年に一度起こるかどうかの猛烈な雨（想定最大規模降雨）、または、想定最大規模降雨に比べて発生確率が高い河川整備の目標とする過去に経験した雨（計画規模降雨）によって堤防が壊れる（堤防決壊）という最悪の事態を想定し、浸水する範囲、浸水の深さ、家屋が倒壊する危険性のある範囲等をシミュレーションしています。

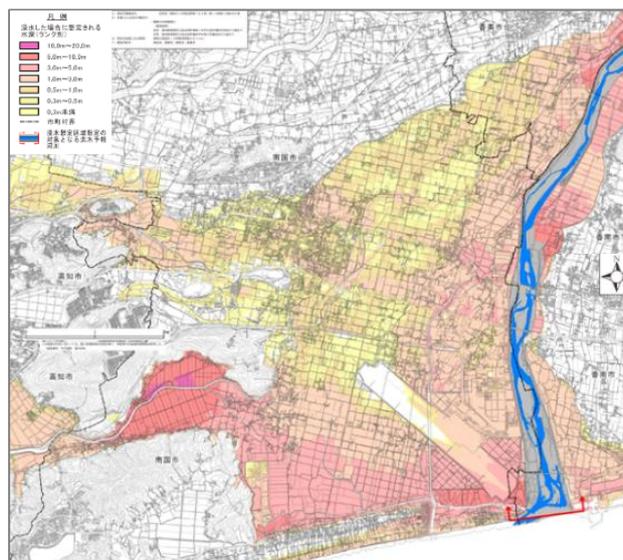


図 物部川水系物部川 洪水浸水想定区域図

### （2）地震・津波に関する被害想定

南海トラフ巨大地震モデル検討会による「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」（平成24年12月）に基づく被害想定結果は以下の通りです。

#### 【建物被害】

原因	現状	対策後
液状化	20	—
揺れ	7,200	840
急傾斜地崩壊	20	—
津波	3,200	—
地震火災	310	—
合計	11,000	—

#### 【人的被害（死者数・重症者数）】

原因	死者数		重症者数	
	現状	対策後	現状	対策後
建物倒壊	460	40	1,600	350
津波	2,800	130	70	若干名
急傾斜地崩壊	若干名	—	若干名	—
火災	20	—	若干名	—
ブロック塀	若干名	—	若干名	—
合計	3,200	170~	1,700	350~

※対策後：建物の耐震化、家具の転倒防止対策、津波避難の迅速化等の防災対策を実施した場合の試算

## 4. 住民・自主防災組織の心構え

### (1) 住民・自主防災組織の心構え

住民及び自主防災組織は、法令又は地域防災計画の定めるところにより誠実にその責務を果たすことに努め、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するように努めるものとします。

また、地震防災に関する知識の習得に努め、必要な備えを行うとともに、自分たちの身は自分たちで守る自助の取組を行動に移すことができるよう、地域で相互に啓発し合い、南海トラフ地震が発生したときは、自らの判断により危険の回避等の行動をとり、地域においては共に助け合い、支え合って避難、救助活動、避難生活等を行うことに努めるものとします。

### (2) 事業所の心構え

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

## 5. 誰ひとり取り残さないために

### (1) 生活まると防災の推進

本市における各部署で実施している行政活動（通常業務、イベント）に防災のエッセンスを追加する「生活まると防災」を進め、住民や自主防災組織、学校や事業者等、多様な組織による協働の体制を構築することで連携を強化し、防災・減災対策に努めます。



## 第2編 災害予防対策計画

### 1. 災害予防対策計画の構成

第2編 災害予防対策計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では発災時に機能する組織づくりや住民等の予防対策に関する第2章から第4章の概要について記載しています。

編	章	項目	
第2編	災害予防対策計画	第1章	災害に強いまちづくり
		第2章	発災時に機能する組織づくり
		第3章	災害応急対応への準備
		第4章	住民・自主防災組織の予防対策

### 2. 発災時に機能する組織づくり

本市では以下の取組みにより、発災時に迅速かつ確実な災害対応を実施するための実効性の高い組織づくりを推進していきます。

節	項目	主な実施内容
第1節	重点対策期間	令和5年度からの10年を重点期間と設定
第2節	危機対応の標準化	緊急時総合調整システム（ICS）の導入
第3節	推進体制の強化	防災の施策を全庁的に推進するため危機管理推進本部を設置
第4節	災害対応のDX	災害対応の迅速化・効率化を図るためDX化を推進
第5節	訓練の実施	発災時に確実な災害対応を行うための各種訓練の実施

### 3. 災害応急対応への準備

以下の項目に関する取組みにより、災害予防に向けた事前対策を推進していきます。

節	項目	節	項目
第1節	災害対策本部の組織・運営	第13節	公共インフラ等被害の応急処置等
第2節	通信の確保	第14節	文教・保育施設等の対策
第3節	被害情報の収集	第15節	建物、宅地の応急危険度判定
第4節	災害情報の伝達	第16節	被害認定調査、罹災証明の発行
第5節	応援の受入れ	第17節	応急仮設住宅等
第6節	広報活動	第18節	生活再建支援
第7節	救助・救急活動	第19節	保健衛生・防疫対策への備え
第8節	緊急輸送活動	第20節	廃棄物処理
第9節	避難所等、被災者の生活対策	第21節	特殊災害対策
第10節	要配慮者対策	第22節	総合相談窓口業務
第11節	物資等の輸送、供給対策	第23節	災害復興
第12節	ボランティアとの協働活動		

## 4. 住民・自主防災組織の予防対策

### (1) 家庭・個人の備え

項目	実施内容
防災知識の普及	● 防災週間や防災関連行事等を通じ、災害時のシミュレーション結果等からその危険性を理解し、家庭・個人による災害への備えを行う。※1
マイタイムラインの作成	● 各家庭において、マイタイムラインの作成により災害時にとるべき行動や避難を開始するタイミングを整理し、避難方法の検討に努める。

#### ※1 「家庭・個人で行える災害への備え」

- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
- 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
- 3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄
- 非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認
- 災害時の家族内の連絡体制の確認



### (2) 地域の備え

項目	実施内容
危険からの避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害から安全に避難できるよう、危険場所の把握、避難場所及び経路の検討により、地域における避難方法の確立を図る。</li> <li>● 自主防災組織の取り組みなどを通じ、過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合い、避難開始のサインの作成、地域への周知に努める。</li> </ul>
地域住民の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難行動要支援者は、避難準備情報等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難しない者を戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う。また、災害時には近隣市民による相互の安否確認を行う。</li> <li>● 平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。</li> </ul>
応急手当・救護所への搬送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に被害にあった近隣住民の救命救護のため、自治体等が行う講習会に参加し、応急手当の知識・技術の習得や、救護所への搬送に関する手順の習得に努める。</li> </ul>
初期消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時における火災による被害を最小限に留めるため、消火訓練への参加等により初期消火に関する手順や、消火設備の使用法の習得に努める。</li> </ul>
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の円滑な避難所運営のために、避難所の運営訓練等による知識の習得に努める。</li> <li>● 地域住民を主体とした「避難所運営委員会」を設置し、避難所の自主運営体制の整備に努める。</li> </ul>
要配慮者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織・町内自治会は、避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組に努める。</li> <li>● 避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は名簿を活用し、災害時に支援を要する人の把握に努め、地域による見守り活動を行う。</li> </ul>

# 第3編 災害応急対策計画

## 1. 災害応急対策計画の構成

第3編 災害応急対策計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では発災時の初動対応に関する体制及び避難情報の発令基準に関する第1章から第3章の項目の概要について記載しています。

編	章	項目
第3編	災害応急対策計画	第1章 災害対応のフレームワーク
	第2章 配備体制	
	第3章 災害応急対応の実施項目	
	第4章 住民・自主防災組織の応急対応	

## 2. 災害対応のフレームワーク

### (1) 災害対策本部組織図

本市の災害対策本部体制については、ICS (Incident Command System) の考えを踏まえ、災害対応業務を5つのグループに分けて割り当てることで、各チームが行う分掌事務の適正化を図っています。



### 3. 配備体制

対応する警戒レベル	配備体制	時期	意思決定権者
警戒レベル1	—	—	—
警戒レベル2	準備体制 (レベル1)	防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る段階	—
警戒レベル3高齢者等 避難の発令判断時	準備体制 (レベル2)	警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する段階	危機管理課長
警戒レベル3高齢者等 避難発令時	災害対策本部体制 (レベル3)	警戒レベル3高齢者等避難を発令する段階 警戒レベル4避難指示の発令を検討する段階	市長
警戒レベル4避難指示 の発令判断時	災害対策本部体制 (レベル4)	警戒レベル4避難指示を発令する段階	市長
警戒レベル5	災害対策本部体制 (レベル5)	警戒レベル5緊急安全確保を発令する段階	市長

### 4. 災害応急対応の実施項目（避難指示等の発令基準）

本市における各災害種別に応じた避難情報の主な発令基準は以下のとおりです。

種別	警戒レベル3： 高齢者等避難	警戒レベル4： 避難指示	警戒レベル5： 緊急安全確保
洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定河川（物部川、国分川）の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき及び、避難判断水位（レベル3水位）に到達したとき</li> <li>洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定河川（物部川、国分川）の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき及び、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき</li> <li>洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現したとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定河川（物部川、国分川）の水位が氾濫開始相当水位（レベル5水位）に到達したとき</li> <li>洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現したとき</li> <li>大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき</li> <li>堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき等</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報がレベル3となったとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき</li> <li>土砂災害危険度情報がレベル4となったとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき</li> <li>土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となったとき</li> <li>土砂災害の発生が確認されたとき</li> </ul>
高潮・波浪	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき</li> <li>水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表されたとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水門、陸閘等の異常が確認されたとき</li> <li>海岸堤防等が倒壊したとき</li> <li>水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表されたとき等</li> </ul>
津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に発令しない</li> </ul>

## 第4編 災害からの復興

### 1. 災害からの復興の構成

第4編 災害からの復興の構成は以下のとおりであり、本概要版では災害からの復興にあたり、より良いまちづくりを実現するために本市が掲げる復興のビジョンや方針等に関する、第1章の概要について記載しています。

編	章	項目
第4編	災害からの復興	
	第1章	より良いまちづくりに向けて
	第2章	復興への条件整備
	第3章	分野別復興施策

### 2. より良いまちづくりに向けて

#### (1) 復興のビジョン

災害からの復興にあたり、被災を乗り越え住民が希望を持って地域に住み続けられる「より良い復興」を実現するために、本市では以下の基本理念を元に地域住民と行政機関等が協働するまちづくりを推進します。

#### 【復興の基本理念】

被災を乗り越え住民が希望を持って地域に住み続けられるまちづくり

方針	内容
1. 命を守る	● なんとかして人命を守る安全で安心な地域づくり
2. 生活を再建する	● 地域の主体的な考え方により暮らしとコミュニティを再建する
3. なりわいを再生する	● 地形や気候を活かしたなりわいを早急に再生し、地域に住み続ける基盤を築く
4. 歴史・文化を継承する	● 脈々と地域に根ざした歴史や文化等地域の資源を次世代に継承する
5. 地域の課題等の解決につなげる	● 地域の課題やグローバルな課題等を解決する先進的なまちづくり

## 南国市地域防災計画 概要版

令和6年3月

〒783-8501

南国市大そね甲 2301 番地

南国市役所 危機管理課

TEL:088-880-6575 FAX:088-863-1167

E-mail:n-kikikanri@city.nankoku.lg.jp